

## 新旧対照表

○軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程（令和8年2月13日協会規程第2号）

改正後	現 行
<p>軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程</p> <p>令和8年2月13日 協会規程第2号</p> <p><u>最終改正 令和8年3月31日協会規程第5号</u></p> <p>第1条～第4条（略） （受検書類及び手数料の納付）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 協会に対し年次検査を申し出る者は、検査対象軽自動車1両につき<u>2,100円</u>（消費税相当分を含む。）を協会に納入するものとする。なお、法第102条第2項に基づく審査用技術情報管理事務に係る手数料（いわゆる技術情報管理手数料）の納入は要しない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>様式1・様式2（略）</p> <p><u>附則〔令和8年3月31日協会規程第5号〕</u> <u>この規程は、令和8年4月1日より施行する。</u></p>	<p>軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程</p> <p>令和8年2月13日 協会規程第2号</p> <p>第1条～第4条（略） （受検書類及び手数料の納付）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 協会に対し年次検査を申し出る者は、検査対象軽自動車1両につき<u>1,800円</u>（消費税相当分を含む。）を協会に納入するものとする。なお、法第102条第2項に基づく審査用技術情報管理事務に係る手数料（いわゆる技術情報管理手数料）の納入は要しない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p>様式1・様式2（略）</p>